

1. 本ガイドラインの取扱い

1-1. 目的

CALS/EC^{注1)}の一環である電子納品に取組むため、中津市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】(以下、「ガイドライン」)を制定し、公共事業における生産性向上やコスト縮減等を実現する。なお、ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

注1) CALS/ECとは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取り組みです。

1-2. 適用範囲

ガイドラインは、中津市、中津市上下水道事業、中津市病院事業の発注する公共事業に係る工事のうち、予定価格2,000万円以上(建築工事においては3,000万円以上)の工事を対象とし、受注者が望む場合に適用する「受注者希望型」とする。

また、予定価格が2,000万円未満の工事(建築工事においては3,000万円未満)であっても、受注者の申し出があれば適用することができるものとし、工事写真帳のみをガイドラインに基づいて部分的に電子納品することも可能とする。

ただし、予定価格500万円未満の工事については、工事写真帳のみの電子納品を可能とする。

1-3. 電子納品の定義

「電子納品」を以下のとおり定義する。

電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、ガイドラインに基づき作成されたものをいう。

電子納品の目的は、最終成果を電子データで納品することで、業務の効率化、省資源・省スペース化を図るとともに、将来的な利活用を行うことである。このため、最終成果として提出する工事書類は、工事施工中から電子化するよう留意すること。

1-4. 電子化に対する注意事項

- ・電子データの紛失に注意し、定期的にバックアップをとるなど、データ管理を厳重に行うこと。
- ・ウイルス対策を必ず実施すること。

1-5. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、受注者の日々管理するファイル名などに最低限のルールを定め、日々管理された電子データをそのまま電子納品するための取決めを定めたものである。

なお、中津市版のガイドラインは、国土交通省方式で実施する電子納品チェックシステム等によるファイル名やレイヤ名のチェックは行わず、受発注者それぞれで目視によるファイル名や図面等の内容のチェックを行うこととする。(図 1-1)

1. 本ガイドラインの取扱い

1-1. 目的

CALS/EC^{注1)}の一環である電子納品に取組むため、中津市電子納品試行運用ガイドライン【工事編】(以下、「ガイドライン」)を制定し、公共事業における生産性向上やコスト縮減等を実現する。なお、ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

注1) CALS/ECとは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取り組みです。

1-2. 適用範囲

ガイドラインは、中津市、中津市上下水道事業、中津市病院事業の発注する公共事業に係る工事のうち、予定価格2,000万円以上(建築工事においては3,000万円以上)の工事を対象とし、受注者が望む場合に適用する「受注者希望型」とする。

また、予定価格が2,000万円未満の工事(建築工事においては3,000万円未満)であっても、受注者の申し出があれば適用することができるものとし、工事写真帳のみをガイドラインに基づいて部分的に電子納品することも可能とする。

ただし、予定価格~~300~~万円未満の工事については、工事写真帳のみの電子納品を可能とする。

1-3. 電子納品の定義

「電子納品」を以下のとおり定義する。

電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、ガイドラインに基づき作成されたものをいう。

電子納品の目的は、最終成果を電子データで納品することで、業務の効率化、省資源・省スペース化を図るとともに、将来的な利活用を行うことである。このため、最終成果として提出する工事書類は、工事施工中から電子化するよう留意すること。

1-4. 電子化に対する注意事項

- ・電子データの紛失に注意し、定期的にバックアップをとるなど、データ管理を厳重に行うこと。
- ・ウイルス対策を必ず実施すること。

1-5. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、受注者の日々管理するファイル名などに最低限のルールを定め、日々管理された電子データをそのまま電子納品するための取決めを定めたものである。

なお、中津市版のガイドラインは、国土交通省方式で実施する電子納品チェックシステム等によるファイル名やレイヤ名のチェックは行わず、受発注者それぞれで目視によるファイル名や図面等の内容のチェックを行うこととする。(図 1-1)